

施設開設準備経費等支援事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第14条の規定に基づき、施設開設準備経費等支援事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床
- ・ 介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換(改修等を伴わずに転換する場合を含む。)
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等)やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費を支援する事業を対象とする。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、県及び市町村とする。

県は市町村又は事業者へ、市町村は事業者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

なお、市町村は、当該補助金の交付を受けて、取得し又は効用の増加した財産(以下「補助対象財産」という。)の処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する等)の把握に努めること。

補助対象財産の処分の事実を把握した際には、速やかに県へ報告を行い、必要な手続きを行うこと。

第4 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく市町村計画の作成

(1)市町村は「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第6条に基づき、地域医療介護総合確保基金を介護施設等整備事業で活用するにあたっては、同法第5条第1項に規定する市町村計画(以下「市町村計画」という。)を作成すること。

(2)市町村計画の計画期間は、原則1年間とする。

(3)市町村は、市町村計画における目標を達成すること等を目的として、必要に応じて、当該市町村計画の計画期間内に市町村計画の変更を行うことができるものとする。

市町村計画は、原則、市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない

い。

ただし、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、後年度で予定している在宅・施設サービスを前倒して整備を行う場合については、計画との整合性の確保を図ることが困難であるため、計画の変更まで求めるものではない。

(4)市町村計画を変更する場合には、あらかじめ地域の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めること。

なお、市町村計画を変更した場合には、知事の定める軽微な変更を除き、遅滞なく知事へ報告を行うこと。

(注) 軽微な変更とは次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 計画期間の範囲内において、工事の遅れ等に伴い、個別の事業の期間を変更する場合。

(2) 市町村計画に位置づけられている個別の事業において、入札等により当該事業に要する費用の額が変更する場合。

ただし、個別の事業に要する費用の額のうち、基金が占める割合を増加させない場合に限る。

第5 補助金の交付

この補助金の額は、交付要綱第3条より算出された額を県の予算の範囲内で交付するものとする。

なお本事業の補助対象期間は、同一年度の、開設日前6月の内に設定する期間とする。

第6 補助事業の内容

1 補助事業の条件

(1) 「開設時に必要な設備、備品、消耗品等の購入経費」を補助対象とする場合には、介護職員が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるア～クのいずれかの介護福祉機器を購入すること。（ただし、施設種別等が施設内保育施設及び介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備の場合を除く。）

ア 移動・昇降用リフト

イ 自動車用車いすリフト

ウ エアーマット

エ 特殊浴槽

※リフトと共に稼動するもので、側面が開閉可能なもの。

オ ストレッチャー

※入浴用を使用するもの以外は昇降機能が付いているもの。

カ 自動排泄処理機

キ 車いす体重計

ク 腰痛予防に有効な福祉機器（電動ベッド、高機能の車いす、スライディングシート、

スライディングボード、スタンディングマシン等)

(2)施設の開設にあたっては、施設の運営に必要な人員を計画的に確保し、事業完了後、遅滞なく運営を開始すること。

職員確保ができないことを理由に開所時期を遅らせる、部分的に開所する等の対応は原則認めない。

2 補助対象経費

(1)交付要綱別表3(2)施設開設準備経費等支援事業の補助対象経費欄で定めるものであって、交付決定後に事業着手(入札、契約等)が行われ、事業完了日までに役務の提供、物品の引渡及び対価の支払が完了する次の経費を対象とする。

ただし、アに掲げる経費については、補助対象期間中の勤務に対する給与等の報酬であるため、事業完了日の属する月の翌月末までに支払が行われるものを対象とする。

ア 開設前の職員人件費

イ 開設時に必要な設備、備品、消耗品等の購入経費

ウ 職員採用活動経費

エ 開設準備室運営経費

オ 入所者若しくは利用者の募集活動経費

カ その他事業の立ち上げに必要な経費

(2)補助対象施設に他の施設、事業所等が併設されている場合には、補助対象施設に係る経費を他の施設、事業所等に係る経費と明確に区分した上で計上することとなるが、容易に区分することができない経費又は区分することによって経済的な合理性が損なわれる経費については、適切な按分方法により金額を区分して補助対象施設に係る経費として計上しても差し支えない。

(3)補助対象経費として計上する開設前の職員人件費が、開設準備に係る業務に専任するのではなく、法人本部における他の業務や他の施設、事業所等に係る業務を兼務している場合には、各業務の従事割合により人件費を按分して、開設準備業務に係る経費のみを計上すること。

(4)介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備の場合の「開設時に必要な設備、備品、消耗品等の購入経費」については、療養室の環境整備その他転換するにあたり必要となる設備、物品等の購入経費とすること。

3 次に掲げる事業又は経費は、本事業の対象としない。

(1)交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合。

(2)補助対象施設の開設後に発生した経費。

(3)補助対象期間外のサービスに係る経費。

(4)本来建設工事にて整備する工事費又は工事請負費。

(5)地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる場合。

(6)他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している場合。

(7)既存施設から他のサービスへの転換の場合（介護療養型医療施設等から介護医療院等への転換を除く。）

(8)食料費・会食接待費等その他開設準備に関する事業として適当とは認められない場合。

4 次の各号に該当し、かつ、適正な施設サービスを提供することができないと認められるときは、本事業の対象としない。

(1)介護保険法が定める欠格事由に該当するために同法に基づく指定を受けることができないとき。

(2)施設等整備事業の事業者について、財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。

(3)施設等整備事業の事業者となる法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。

(4)施設等整備事業の事業者となる法人が当該施設等の経営を目的として新たに設立されたものである場合において、法人設立若しくは施設等整備に組織的に関与し、又は法人設立時の財産の過半を贈与するなど当該法人の設立について密接な関係を有する者又はその役員等が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰若しくは命令その他不利益処分を受けたとき、又は、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に基づき、県又は市町村から文書による指導、指示又は勧告を受けたにも関わらず、これに従わないとき。

(5)その他、上記各号に相当するものと認められるとき。

5 交付対象者

交付対象者は、施設所在地及び施設規模に応じて、次のとおりとする。

(1) 定員30名以上の広域型施設等

交付対象者は施設所在地の政令指定都市又は中核市、それ以外の場合には事業者とする。

(2) 定員29名以下の地域密着型施設等

交付対象者は、市町村とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院については、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(3) 介護療養型医療施設等の介護医療院等への転換

交付対象者は、転換先が地域密着型施設等については神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とする。広域型施設については、補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

6 補助対象施設

- (1) 補助対象とする施設は、交付要綱「別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等」の「施設種別等」で掲げる施設をいう。
- (2) その他、補助対象施設については、高齢福祉課長通知（平成28年5月27日付け高福第180号「神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）における介護予防拠点等の取扱いについて」）によるものとする。

第7 提出書類

- 1 本補助金の交付の申請にあたっては、交付要綱第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 施設開設準備経費等支援事業費補助金申請額算出内訳（別紙1-1又は別紙1-2）
 - (2) 積算調書（市町村補助事業用）（別紙2）
 - (3) 積算内訳（市町村補助事業用）（別紙3）
 - (4) 事業計画書（別紙4）

- 2 本補助金の実績を報告するにあたっては、交付要綱第10条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 施設開設準備経費等支援事業費補助金精算額算出内訳（別紙5-1又は別紙5-2）
 - (2) 積算調書（市町村補助事業用）（別紙2）
 - (3) 積算内訳（市町村補助事業用）（別紙3）
 - (4) 事業実績書（別紙6）
 - (5) 「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）（別紙7）（市町村補助事業のみ）

附 則

この要領は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。